

三好市公共工事標準請負契約約款に関する規則 新旧対照表（平成30年4月1日以降に契約する案件（変更契約を除く。）に適用）

改正前	改正後
<p>（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等）</p> <p>第7条の2 受注者は、<u>工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が3,000万円（工事が建築一式工事の場合は4,500万円）以上になる場合において、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下同じ。）の相手方としてはならない。</u></p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等）</p> <p>第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下同じ。）の相手方としてはならない。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>2・3 （略）</p>